

## 対面型特定保健指導業務委託 落札者決定基準

### 1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、当共済組合にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、合計点の最も高い者を落札者とする。

#### (1) 提案内容の評価

「提案書評価表」に基づき、提案内容の評価し「技術点」を与える。

#### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。（満点 600 点）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{合計点} \\ \hline (600 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline (360 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline (240 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array}$$

#### (4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「技術点」における必須項目の合計点数が高い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」、「技術点における必須項目の合計点数」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

## 2 提案内容の評価

### (1) 技術点

#### ア 項目評価の考え方

項目評価は、A、B、C、D、E、Fの6段階で判定、評価し、評価項目の重要度に応じて配点を7段階に分けるものとする。

評価項目ごとに、当共済組合で想定していた提案であれば「C」（以下、「基準点」とする。）とする。非常に高いレベルの提案は「A」、非常に低いレベルの提案は「E」とし、基準点と「A」及び「E」との中間レベルの提案についてはそれぞれ「B」、「D」とする。記述がないものは「F」とする。

配点	A	B	C	D	E	F
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0
20	20	16	12	8	4	0
25	25	20	15	10	5	0
35	35	28	21	14	7	0
40	40	32	24	16	8	0

#### イ 必須項目について

評価項目の細目について、必須項目を定める。詳細は、別紙「提案書評価表」のとおりとする。必須項目のうちどれか1つでも提案が0点の場合は、落札者とししない。

### (2) 技術点の減点について

提案書のページ数（表紙・目次を除く）が60ページを超えた場合は、技術点から40点を減点する。

また、「提案書記入要領」・「提案書記載依頼事項」等を大きく逸脱している場合は、評価しないことがあるので注意すること。

## 3 入札価格の評価

価格点は次のように算定する。

$$\text{価格点} = 240 \text{ 点} \times (1 - \text{入札金額} / \text{入札予定価格})$$

なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は落札者とししない。

※入札予定価格とは、当該事業経費の予算範囲内で当共済組合が定める額とする。

## 4 全体の点数配分

技術点と価格点のバランスについては、6対4とする。

入札者の獲得する合計点は、技術点と価格点の合計とする。